

○草加市都市計画審議会条例

昭和44年8月21日

条例第35号

改正 昭和45年3月31日条例第13号

昭和57年6月28日条例第15号

昭和60年12月26日条例第25号

平成2年12月28日条例第23号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、草加市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（平11条例27・全改）

(所掌事項)

第2条 審議会は、都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定する事項を所掌する。

（平11条例27・全改）

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民

（平11条例27・全改）

(臨時委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるとき、市長は臨時委員若干人を委嘱することができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、非常勤とする。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 一部改正)

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 2 号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって、これを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 一部改正)

(会議)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 一部改正)

(関係者の出席)

第 8 条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 全改)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平 1 1 条例 2 7 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・ 一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 4 5 年条例第 1 3 号)

この条例は、昭和 4 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 7 年条例第 1 5 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第25号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第23号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第27号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる規定は、任期満了により施行日以後に委嘱され、又は任命される委員から適用する。

(1)から(14)まで 略

(15) 第33条の規定による改正後の草加市都市計画審議会条例の規定